

広島県告示第七七七号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、広島県土木建築局道路河川管理課及び広島県西部建設事務所東広島支所において、令和五年六月五日までの間、縦覧に供する。

令和五年五月二十二日

広島県知事 湯 崎 英 彦

一 道路の種類

県道

二 路線名

造賀八本松線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		備考
	新	旧	
東広島市高屋町造賀五六九番一地从先から 東広島市高屋町造賀五六九番四地先まで	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	
	一〇・七〇 一一・四〇	四三・四〇	
	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	二〇・四〇 一一・四〇	四三・四〇	
	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
	二〇・四〇 一一・四〇	四三・四〇	